

各 位

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）及び6に掲げる令和6年1年間の施行実績

- 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等（脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術）	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

- 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

- 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

- 区分4に分類される手術 手術の件数

0

- その他の区分に分類される手術 手術の件数

ア	人工関節置換術	24
イ	1歳未満の乳幼児に対する先天性食道閉鎖症根治手術、胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術等	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0